

土日で資格が取れます!



労働安全衛生法（作業主任者）

職場における危険または有害な業務のうち、労働災害を防止するために特に管理を必要とするものについて事業者は作業主任者を選任し、その者に労働者の指揮その他必要な事項を行わさせなければならないことが労働安全衛生法に定められています（第14条）

場所	キャタピラー教習所 新潟教習センター
開催日	◆コンクリート造の工作物の解体等（2日間） 作業主任者技能講習 2月24日（土）～25日（日）
定員	30名（定員になり次第、締め切らせて頂きます）
受講資格 及び 受講料金	満21歳以上でコンクリート造りの工作物の解体等の作業に 3年以上従事した経験のある方 （受講申込書に事業主の方の経験証明印が必要となります） 受講料 18,500円（テキスト代及び消費税込） ◆建設労働者確保育成助成金対象コース

新潟労働局長登録教習機関（登録番号第129号）

キャタピラー教習所 新潟教習センター

〒950-1195

新潟県新潟市西区山田2307-108

お問い合わせ先

TEL:025-232-7611

FAX:025-232-7612